

### 逮捕事案の概要

4月24日に、マッチングサイトに登録していた男性保育士Aが男児へのわいせつ行為で逮捕された旨、また、6月12日には、同一のマッチングサイトに登録していた男性保育士Bが女児へのわいせつ行為で逮捕された旨が報道されたところ。

### 内閣府の対応

- ① 実施要綱の改正（6月25日）  
 今後に向けた対応として、
  - ・ベビーシッター事業者に対し、派遣ベビーシッターが乳幼児等への犯罪行為を行った場合の報告の義務付け
  - ・上記報告を踏まえたベビーシッター事業者に対する認定の一時停止（6か月以内）措置の導入
  
- ② マッチング型割引券等取扱事業者に対する要請（7月13日）
  - 1) ベビーシッターと保護者の面談（初回利用時）、サービス提供時の保護者の要望確認
  - 2) ベビーシッターサービス提供中の状況確認
  - 3) サービスに対する評価の実施及び開示
  - 4) 事故発生時の情報提供等
  - 5) ベビーシッターに対する「認可外保育施設指導監督基準」の遵守の指導
 ※7月下旬に対応状況の報告を徴収
  
- ③ 実施要綱の改正（近日中）  
 上記要請及び対応状況等を踏まえ、実施要綱の改正を実施予定
  - 1) ベビーシッターと保護者の面談（初回利用時）、サービス提供時の保護者の要望確認
  - 2) ベビーシッターサービス提供中の状況確認
  - 3) サービスに対する評価の実施及び開示